

三木町農業委員会

令和 8 年 1 月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和8年1月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和8年1月20日

(会 議 時 間) 13:22～16:25

(開 催 場 所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 14名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
12番	鈴木	勤
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 大森和人課長補佐
3. 岩嶋裕美副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 今西奏士郎主任主事

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について

報告第1号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画変更申請について

14時56分 開会

事務局 ただいまから、1月の農業委員会定例会を開会いたします。本日阿部委員、地下委員、高重委員より欠席のご連絡をいただいております。また、本日の出席委員数は、過半数の出席をいただいておりますことをご報告いたします。開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (挨拶および議事録署名委員指名)

事務局 ありがとうございます。それでは高尾会長、引き続き議事進行よろしくお願いします。

会長 それでは、次第に沿って始めたいと思います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 それでは議案第1号について質問のある方いらっしゃいますか。

藤澤委員 1-1は町外の方が受人となっているが、管理方法はどのようにするのか。

事務局 町外より通作し、年間通じて管理する予定となっております。

会長 1-2、1-3について補足説明がありましたらお願いします。

沖藤委員 1-2についてですが、以前より申請地で耕作していた方が土地を取得するものであり、問題はないかと思われます。

森委員 1-3についてですが、隣接農地で耕作している方が購入するもので問題はないかと思われます。

会長 質問がある方はいらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。賛成するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号及び第3号、農地法4、5条による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第2号及び第3号について併せて説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。
【議案第2号及び第3号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくお願いします。

会長 本件は現地調査に行ってますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。

平井委員 それでは、現地調査の報告を行います。1月分の農地法関連の申請について、去る、令和8年1月13日（火）の午前9：00から4条申請2件、5条申請4件につきまして、高尾

会長、溝渕会長職務代理、高重委員、私（原内委員）、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請番号1-1です。これらの案件につきましては、既に造成が行われ、宅地化しておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地等への影響は、ありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

- 会長 はい。ありがとうございました。それでは担当地区の委員の方の補足説明がありましたらお願いします。
- 松田委員 4条申請1-1ですが、相続を機に無断転用が発覚し、その是正ということで、始末書が添付されており、特に問題はないかと思われます。
- 森委員 4条申請1-2ですが、商業施設の隣接農地を転用し、苗木等を販売する施設を作る予定となっております。申請人は農業法人として活動しておりましたが、昨年より代表者が交代しております。書類等に問題はないため、ご審議よろしくをお願いします。
- 川田委員 5条申請1-1ですが、既存事業所の拡張に伴うものであり、問題はないかと思われます。
- 溝渕委員 5条申請1-2ですが、公共下水道工事に伴い、工事沿線事業所の出入りが困難になるため、申請地に仮設道を設置する計画に至ったようです。5か月間の一時転用であり、特に問題はないかと思われます。
- 沖藤委員 5条申請1-3ですが、近隣の方が住宅を建築するものであり、特に問題はないかと思われます。
- 原内委員 5条申請1-4ですが、申請人が経営する歯科医の隣接地を駐車場として造成するもので、特に問題はないかと思われます。
- 会長 4条申請1-2についてですが、同一代表者が経営する他の会社にて転用後の目的外使用等が確認されたため、許可後に定期的に事業報告する等の条件を付したいといった要望を県に意見する形で許可相当と判断したいと考えております。
- 会長 議案第2号、3号について質問のある方いらっしゃいますか。
- 委員一同 （質問なし）
- 会長 では採決に移りたいと思います。議案の第2号農地法第4条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第3号農地法第5条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第4号農非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第4号非農地証明願について説明します。議案書の4ページをご覧ください。
【議案第4号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第4号 非農地証明願についての説明を終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

会長 議案第4号について質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第4号 非農地証明願について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。
【番号5-173番から朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 説明ありがとうございました。
新規物件については、農業委員さんに情報は入っていないものもあると思います。ご確認をお願いします。全体的にご質問がございましたらお願いします。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。それでは、審議事項が終了したので、次に報告事項についてです。報告第1号 使用貸借返還通知について事務局よりお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の10ページをご覧ください。報告第1号について説明します。
【報告第1号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告議案第1号について質問のある方はいらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 質問がないようなので以上で報告事項を終わります。
それでは香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。
令和7年12月分について、農地法第4条につきましては、香川県が1件、109.07㎡、三木町は0件です。農地法第5条につきましては、香川県が7件、23,446.00㎡、三木町は1件、2,173㎡でございます。以上となりますが、その他質問等ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは、続きまして次第の(3) 農業経営改善計画変更申請について審議をしていきたいと思います。

町職員 本日は、農業経営改善計画変更申請にあたり、お時間をいただき誠にありがとうございます。今回の変更申請につきましては、申請者本人の意思によって5年後の目標をもとに香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、農業経営改善計画を作成したものです。今回は1経営体の認定農業者の経営改善計画書の変更申請となります。なお、計画書の認定において要点のみ抜粋して説明していきますので、ご了承ください。それではお手元の資料をご覧ください。【農業改善計画変更申請書1件を朗読】以上で、農業経営改善計画変更申請書の説明を終わります。

会長 農業経営改善計画について、なにか質問のある方はいらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは事務局へ進行をお返しします。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会1月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

14時42分 閉会